

○行政処分手配者に対する出頭命令に関する事務処理要領の制定について

令和7年3月19日

道本運管第4021号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領については、「行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の制定について」（平29. 2. 8道本運管第2955号。以下「旧通達」という。）に基づいて実施してきたところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4法律第32号。以下「改正法」という。）及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号。以下「改正府令」という。）の施行に伴い、個人番号カードと運転免許証（以下「免許証」という。）の一体化に関する規定が整備され、免許証の保管に関する規定が廃止されることから、別添のとおり「行政処分手配者に対する出頭命令に関する事務処理要領」（以下「要領」という。）を定め、令和7年3月24日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日をもって廃止する。

別添

行政処分手配者に対する出頭命令に関する事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条の3第2項（法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による出頭命令（以下「出頭命令」という。）等に関する事務の円滑かつ適正な処理を行うため、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「処分書」とは、改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第19の3の3、別記様式第19の3の4、別記様式第19の3の4の2及び別記様式第22の6の処分書をいう。
- (2) 「出頭命令書」とは、府令別記様式第19の3の5及び別記様式第22の6の2の出頭命令書をいう。
- (3) 「出頭命令通知書」とは、府令別記様式第19の3の6及び別記様式第22の6の3の出頭命令通知書をいう。
- (4) 「行政処分手配者」とは、所在不明、不出頭等の理由により処分書の交付を受けず、「警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則の制定について」（令7. 3. 17道本運試第4240号（運管合同）。以下「運転者管理業務実施細則」という。）に定める処分手配登録をされた行政処分未執行者をいう。
- (5) 「出頭命令手配者」とは、法第104条の3第2項の規定に違反して、指定された日時・場所に出頭せず、運転者管理業務実施細則に定める出頭命令手配登録をされた者をいう。
- (6) 「認知警察官」とは、行政処分手配者の所在を知った警察官をいう。
- (7) 「所属署等」とは、認知警察官の所属する警察署又は警察本部若しくは方面本部の所属をいう。
- (8) 「認知県警察」とは、行政処分手配者の発見現場を管轄する都道府県警察（方面本部を含む。以下同じ。）をいう。
- (9) 「手配県警察」とは、処分手配登録をした都道府県警察をいう。
- (10) 「住所地県警察」とは、行政処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。
- (11) 「主管課」とは、警察本部運転免許管理課又は各方面本部の交通課をいう。
- (12) 「行政処分担当課」とは、主管課及び都府県警察において法に基づく行政処分事務を担当する所属をいう。

3 行政処分手配者名簿の作成等

(1) 行政処分手配者名簿の作成

主管課は、処分手配登録をしたときは、当該行政処分手配者について行政処分手配者名簿（別記第1号様式）を作成し、認知警察官からの照会又は協議に対して正確に回答することができるよう必要な整備をしておくものとする。

(2) 行政処分手配者名簿の引継ぎ

行政処分手配者名簿は、執務時間外においても照会又は協議に応じることができるようにするため、執務時間終了時に警察本部にあっては交通部、方面本部にあっては運転免許試験場の各当直（週休日及び休日における日勤勤務を含む。）員に引き継ぐものとする。

4 都道府県警察相互の連絡及び協力

主管課は、行政処分手配者が発見された場合における処分理由等の照会、出頭日時及び場所の指定の協議、処分の執行依頼等の事務は、認知県警察、手配県警察及び住所地県警察相互の緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

第2 行政処分手配者発見時の事務処理要領

1 認知警察官の措置等

(1) 照会センターへの照会時の確認項目

認知警察官は、警察本部捜査支援分析課照会センター（以下「照会センター」という。）から行政処分手配者である旨の回答を得たときは、次の事項を確認すること。

ア 手配年月日及び手配県警察

イ 氏名及び生年月日

ウ 処分種別及び処分日数

エ 運転免許の保有状況（対象者が免許証を有する者である場合は免許証番号、免許情報記録個人番号カードを有する者である場合は免許情報記録番号。）

(2) 出頭命令

ア 処分手配の内容説明及び現住所地等の確認

認知警察官は、行政処分手配者に対し、処分手配の内容及び出頭命令手続を説明すること。この場合において、行政処分手配者の現住所が処分手配時の住所と異なっているときは、住所地県警察において処分書の交付を行うこととなるので、現住所及び連絡先の電話番号を確認すること。

イ 手配県警察の行政処分担当課への照会

前事項において、行政処分手配者から、処分は既に執行されている又は処分の根拠となった違反若しくは事故を思いつかない等の抗弁を受けたときは、主管課を通じ、手配県警察の行政処分担当課（執務時間外にあっては、当該行政処分担当課の事務を処理する当直等とする。以下同じ。）に照会し、次の事項を確認した上で説明すること。

(ア) 前回処分以降の違反データ（違反日時・違反場所・違反種別・違反点数）

(イ) 前歴回数

(ウ) 累積点数

ウ 住所地県警察の行政処分担当課との協議

認知警察官は、主管課を通じ、行政処分手配者の出頭先となる住所地県警察の行政処分担当課と協議の上、出頭日時及び場所を指定して行政処分手配者に対し、出頭命令の措置を執ること。

(3) 出頭命令通知書の作成

出頭命令通知書は、住所地県警察の公安委員会宛てで作成すること。ただし、手配県警察と住所地県警察が異なる場合にあっては、さらに出頭命令通知書の写し（宛名は手配県警察の公安委員会）を作成すること。

(4) 事後措置

出頭命令書を行政処分手配者に交付した場合には、交付日の翌日までに、出頭命令通知書（写しを含む。）及び出頭命令書の写しを所属署等に提出すること。

2 所属署等の措置

認知警察官から出頭命令通知書（写しを含む。）及び出頭命令書の写しを受領した所属署等は、主管課に報告の上、必要な指示を受け、

- ・ 住所地県警察の行政処分担当課に対し、出頭命令通知書
- ・ 手配県警察と住所地県警察が異なる場合は、手配県警察の行政処分担当課に対し、出頭命令通知書の写し
- ・ 認知県警察の行政処分担当課に対し、出頭命令書の写し

を送付するとともに、送付状況を出頭命令通知書等送付簿（別記第2号様式）に記録しておくものとする。

3 主管課の措置

(1) 住所地県警察としての出頭日時及び場所の指定

主管課は、認知警察官から前記第2の1の(2)のウの事項に定めるところにより行政処分手配者の出頭日時及び場所の指定について協議を受けたときは、次に掲げる事項を考慮し、原則として出頭日が行政処分手配者の発見の日から20日以内の日となるように指定するものとする。

ア 行政処分手配者の住所地から出頭場所までの距離、交通手段等

イ 出頭命令通知書、処分書、行政処分関係書類の写し等の到達に要する期間

(2) 認知県警察、手配県警察又は住所地県警察としての事後措置

ア 認知県警察としての事後措置

主管課は、所属署等から前記第2の2の事項に定める報告を受けたときは、出頭命令通知書の送付等について指導するとともに、住所地県警察及び手配県警察の行政処分担当課に連絡するものとする。この場合において、住所地県警察と手配県警察が同一であるときは、併せて処分の執行の依頼を行うものとする。

イ 手配県警察としての事後措置

主管課は、認知県警察の行政処分担当課から行政処分手配者の発見に関する連絡を受けたときは、速やかに住所地県警察の行政処分担当課に対し処分の執行を依頼するものとする。

ウ 住所地県警察としての事後措置

主管課は、手配県警察の行政処分担当課から処分の執行の依頼を受けたとき（認知県警察の行政処分担当課から、住所地県警察と手配県警察が同一であるとして処分の執行の依頼を受けたときを含む。）は、次に掲げるところにより必要な措置を執るものとする。

(7) 更新期間が到来する行政処分手配者の措置

行政処分手配者が出頭した時点で、免許証の取消処分の対象となる者については直ちに処分を執行し、免許証の停止処分の対象となる者については更新手続が終了した後に処分を執行すること。

(イ) 交通違反による出頭命令を受けた行政処分手配者の措置

交通違反により法第109条第1項の規定による出頭命令を受けた行政処分手配者については、当該交通違反の事務手続が終了した時点で、法第104条の3第2項による出頭命令の措置を執ること。

(ロ) 行政処分手配者から出頭日の変更の要求があった場合の措置

出頭命令書の交付を受けた行政処分手配者から、指定された日時よりも早い日時に出頭したい旨の要求があった場合には、出頭命令通知書及び処分書の到達に要する期間等を考慮して、出頭日時を再指定すること。

(エ) 出頭命令対象者名簿の作成

出頭命令の措置が講じられたときは、当該出頭命令を受けた者について、出頭命令対象者名簿（別記第3号様式）を作成すること。

(オ) 行政処分手配者出頭時の措置

a 行政処分手配者が出頭命令書により出頭したときは、処分の理由、内容等について口頭で告知した上、処分書を直接交付して処分を執行すること。

b 処分書を交付する際は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面で教示すること。

4 参考資料

(1) 認知警察官の事務処理にあつては認知警察官の事務処理の流れ（別記第1）を、行政処分手配者発見から処分執行までの事務処理にあつては行政処分手配者発見から処分執行までの事務処理の流れ（別記第2）をそれぞれ参照の上、円滑かつ適正に処理するものとする。

(2) 所属署等及び主管課における行政処分手配者発見後の事務処理については、行政処分手配者の現住所に応じて対応が異なることから、所属署等及び主管課の事例別事務処理要領（別記第3）を参照の上、誤りのないようにするものとする。

5 経過措置

改正法施行前の規定により保管されている免許証又は国際運転免許証若しくは外国運転免許証の保管及び返還並びに保管証については、改正法附則第5条において従前の例による旨定められていることから、その取扱いに留意すること。

第3 出頭命令に従わなかった者に対する措置

1 過料事件の取扱い

改正法により、出頭命令に違反して指定された日時・場所に出頭しなかった場合は、10万円以下の過料に処せられる規定が新設された。

過料事件は、原則として過料に処せられるべき者の住所地の地方裁判所の管轄

とされており、手続の開始は裁判所の職権によるところとなる（非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第119条等参照）が、過料事件のすべてについて裁判所が独自に職権で探知することは事実上不可能であることから、一般には、関係公務員から過料に当たる行為のあった旨の通知を受け、管轄裁判所が手続を開始することとなる。

出頭命令に際しては、上記過料が新設されたことを念頭に、当該出頭命令を受けた者に対して、出頭命令に従わず指定された日時・場所に出頭しなかった場合は過料に処される可能性がある旨説明し、出頭を担保すること。

2 運転者管理業務への登録等

(1) 出頭命令手配登録

出頭命令を受けた者が当該出頭命令に従わず指定された日時・場所に出頭しなかったときは、手配県警察の行政処分担当課は、運転者管理業務実施細則に定める出頭命令手配登録を行うものとする。

(2) 出頭命令対象者名簿への追記

手配県警察の行政処分担当課は、第2の3(2)ウ(エ)の出頭命令対象者名簿に、出頭命令に違反して指定された日時・場所に出頭しなかった旨を追記し、出頭命令手配者の所在を知った認知警察官からの連絡に対して適切に対応することができるよう必要な整備をしておくものとする。

(3) 出頭命令手配者発見時の措置要領

出頭命令手配者の所在を知った警察官は、第2の1(1)に準じて、照会センターに確認するとともに、主管課を通じ、手配県警察の行政処分担当課と協議の上、当該出頭命令手配者に対して速やかに処分が執行されるための措置を講じるものとする。

同時に手配県警察は、地方裁判所に過料事件の通知を行うなど、適切に対応するものとする。

(4) 出頭命令手配者の住所地が別にあるときの措置要領

出頭命令手配者の所在を知った場合において、出頭命令手配者の住所地を管轄する都道府県警察が手配県警察と別にあるときは、手配県警察の行政処分担当課は当該都道府県警察の行政処分担当課と協議の上、当該都道府県警察に処分執行依頼を行うなど、当該出頭命令手配者に対して速やかに処分が執行されるための措置を講じるものとする。

また、過料事件の通知は過料に処せられるべき者の住所地を管轄する地方裁判所に行うとされていることから、手配県警察は出頭命令手配者の住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課と連携して、当該都道府県警察から通知がなされるように適切に対応するものとする。

行政処分手配者名簿

番 号	整 理 番 号	手 配 年 月 日	氏 名	性 別	生 年 月 日	免 許 証 番 号	免 許 情 報 記 録 番 号	累 積 点	手 配 事 案 名	出 頭 予 定 日	備 考
	手 配 番 号					交 付 年 月 日	記 録 年 月 日				
						住 所					

注 規格は、A列4番横長とする。

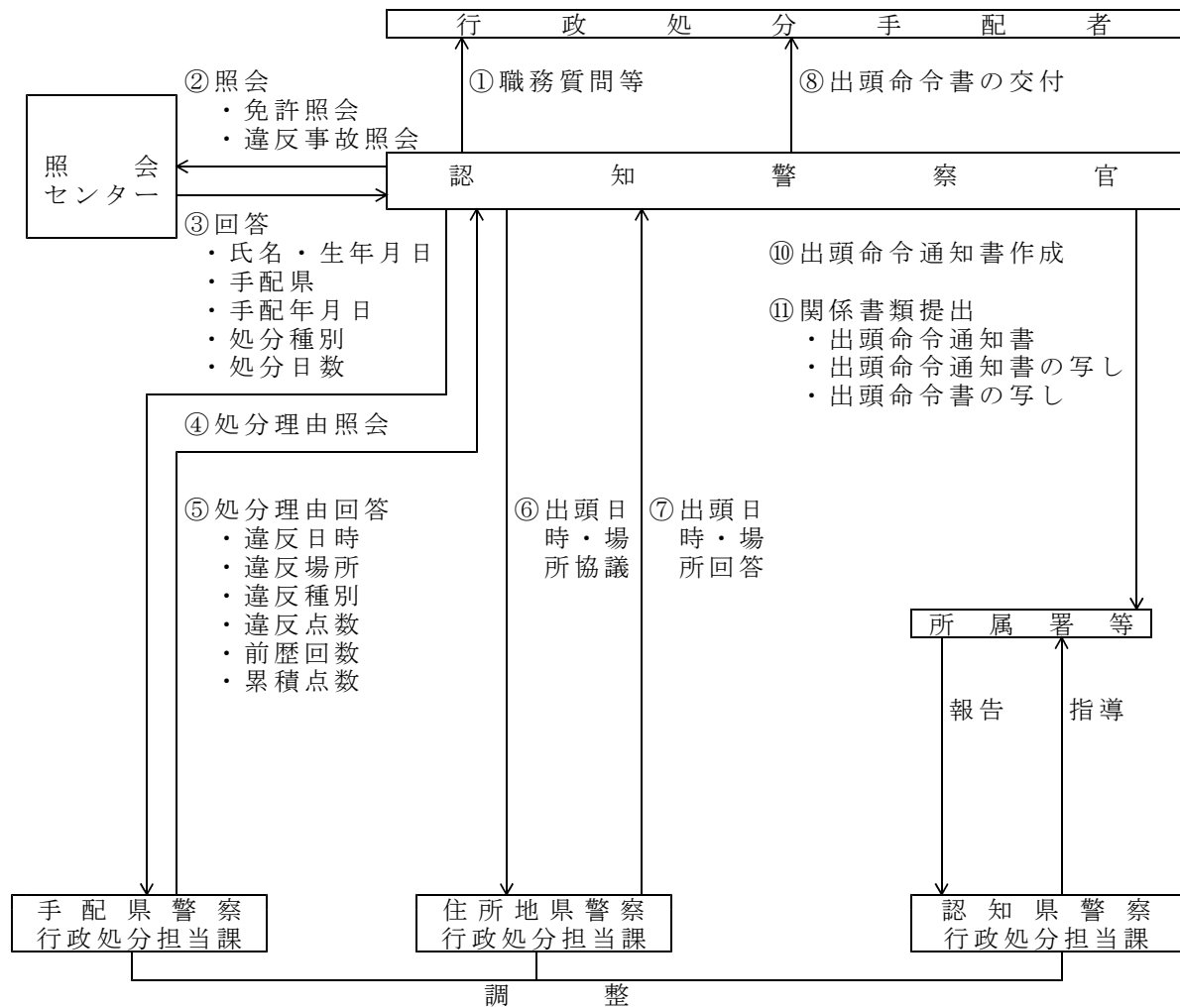
出 頭 命 令 対 象 者 名 簿

番 号	命 令 年 月 日	認 知 県 警 察 所 属 署 等	出 頭 命 令 対 象 者 住 所 氏 名 ・ 生 年 月 日	手 配 番 号	出 頭 指 定 場 所 出 頭 日 時	備 考
					年 月 日 時 分	
					年 月 日 時 分	
					年 月 日 時 分	
					年 月 日 時 分	
					年 月 日 時 分	
					年 月 日 時 分	
					年 月 日 時 分	
					6420230	行政処分手配関係
						長期

注 規格は、A列4番横長とする。

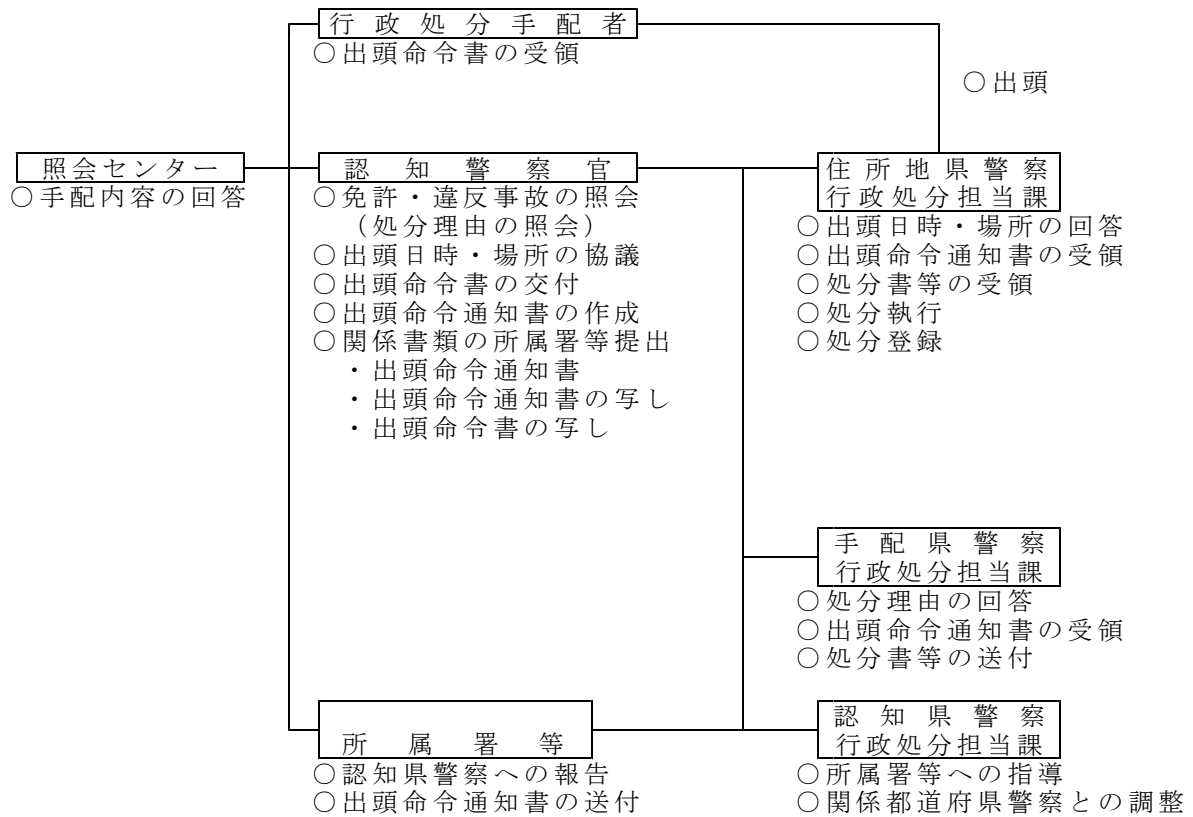
別記第1（第2の4の事項関係）

〔認知警察官の事務処理の流れ〕



別記第2（第2の4の事項関係）

〔行政処分手配者発見から処分執行までの事務処理の流れ〕



別記第3（第2の4の事項関係）

〔所属署等及び主管課の事例別事務処理要領〕

- 1 認知県警察が手配した者で、かつ、認知県警察の管轄内に現住所がある場合（認知県警察、手配県警察及び住所地県警察が同一である場合）
 - (1) 所属署等の措置 当該方面の主管課に出頭命令通知書を通送又は書留郵送する。
 - (2) 主管課の措置 居住地を管轄する警察署に処分を依頼する。ただし、札幌市内警察署の管内居住者については、警察本部の主管課が処分を執行する。
- 2 認知県警察が手配したものであるが、現住所が他の都道府県警察の管轄内にある場合（認知県警察及び手配県警察が同一で、住所地県警察が異なる場合）
 - (1) 所属署等の措置 ア 住所地県警察の行政処分担当課（住所地を管轄する方面の主管課を含む。(2)の事項について同じ。）に出頭命令通知書を書留郵送する。
イ 当該方面の主管課に出頭命令通知書の写しを書留郵送する。
 - (2) 主管課の措置 ア 当該方面の主管課は、住所地県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書が所属署等から郵送されたことを通知するとともに、処分書を住所地県警察の行政処分担当課に書留郵送して処分執行を依頼する。
イ 住所地を管轄する方面の主管課は、前記1の(2)と同様に処分を執行する。
- 3 認知県警察以外の都道府県警察が手配した者で、認知県警察の管轄内に現住所がある場合（認知県警察及び住所地県警察が同一で、手配県警察が異なる場合）
 - (1) 所属署等の措置 ア 当該方面の主管課に出頭命令通知書を通送又は書留郵送する。
イ 手配県警察の行政処分担当課（手配した方面の主管課を含む。）に出頭命令通知書の写しを書留郵送する。
 - (2) 主管課の措置 ア 当該方面の主管課は、手配県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書の写しが所属署等から郵送されたことを通知するとともに、処分書の送付を申し出る。
イ 手配した方面の主管課は、認知した方面の主管課に処分書を送付し、処分の執行を依頼する。
ウ 当該方面の主管課は、前記1の(2)と同様に処分を執行する。
- 4 認知県警察以外の都道府県警察が手配した者で、手配県警察の管轄内に現住所がある場合（手配県警察及び住所地県警察が同一で、認知県警察が異なる場合）
 - (1) 所属署等の措置 手配県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書を書留郵送する。
 - (2) 主管課の措置 ア 当該方面の主管課は、手配県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書が所属署等から郵送されたことを通知する。
イ 手配した方面の主管課は、前記1の(2)と同様に処分を執行する。
- 5 認知県警察以外の都道府県警察が手配した者で、手配県警察及び認知県警察以外の都道府県警察の管轄内に現住所がある場合（認知県警察、手配県警察及び住所地県警察が異なる場合）
 - (1) 所属署等の措置 ア 住所地県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書を書留郵送する。
イ 手配県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書の写しを書留郵送する。
 - (2) 主管課の措置 ア 当該方面の主管課は、手配県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書の写しが所属署等から郵送されたことを通知するとともに、住所地県警察の行政処分担当課への処分執行の依頼を仲介する。
イ 当該方面の主管課は、住所地県警察の行政処分担当課に出頭命令通知書が所属署等から郵送されたことを通知する。
ウ 手配した方面の主管課は、住所地県警察の行政処分担当課に処分書を送付し、処分の執行を依頼する。
エ 住所地を管轄する方面の主管課は、前記1の(2)と同様に処分を執行する。